交
 00
 01
 1年

 (令和6年3月末まで保存)

 交
 金
 第
 3
 1
 号

 (
 交
 指
)

 令和4年4月22日

 交 通 機 動 隊 長

 高速道路交通警察隊長
 殿

 各 警 察 署 長

交 通 部 長

自動運転車等に関する各種報告要領について

令和2年4月から自動運行装置を備えた自動車(以下「自動運転車」という。)を、同装置を使用して運転すること(以下「自動運転」という。)が可能となったところであるが、自動運転システムの実現を目指した公道実証実験や、自動配送ロボットを始めとした自律走行するロボットやモビリティ(以下「自動配送ロボット等」という。)の実証実験は引き続き全国各地で行われており、今後も実用化に向けた公道実証実験が行われることが見込まれている。また、衝突被害軽減ブレーキ、車線維持支援制御装置、ハンズオフ機能等の運転支援システムを搭載した車両も年々増加している。

これら自動運転車、自動運転システム、自動配送ロボット等に関する公道実証実験及 び運転支援システム(以下「自動運転車等」という。)に関する各種報告要領については、 下記のとおりであるので、適切に実施されたい。

記

- 1 公道実証実験に係る報告要領について 公道実証実験に係る情報を把握した場合は、次のとおり速やかに報告すること。
- (1) 報告対象 技術開発中の自動運転システムや、自動配送ロボット等に関する公道実証実験(以下「公道実証実験」という。)
- (2) 報告要領

実施主体からの事前相談、地方公共団体からの情報提供、報道等を通じて、管内で 実施される公道実証実験の計画等に関する情報を入手した場合には、別紙1により交 通企画課交通部企画係に報告すること。

2 自動運転車等が関係する交通事故等の報告要領について 実用化されている自動運転車が関係する交通事故(物件事故を含む。)及び交通違反 (以下「交通事故等」という。)、公道実証実験において発生した交通事故等並びに既に 実用化されている運転支援システムの不具合や当該システムに係る過信・誤用を原因と して発生した交通事故等については、社会的反響が大きく、また、今後の法制度の在り 方や交通事故等に係る捜査手法の検討等のため警察庁に報告する必要があることから、 次のとおり速やかに報告すること。

(1) 報告対象

- ア 実用化されている自動運転車が関係する交通事故等(ただし、ドア開放時の事故、 無免許運転等、事故原因又は違反の内容が自動運転とは関係ないことが明らかであ る場合を除く。)
- イ 公道実証実験において発生した交通事故等(原因の如何を問わず、実験車両が関係する全ての交通事故等)
- ウ 実用化されている運転支援システムの不具合や当該システムに係る過信・誤用が 原因と疑われる交通事故等
- エ 当事者が、実用化されている運転支援システムに原因がある旨を主張している交 通事故等

(2) 報告要領

報告対象の交通事故等の認知後速やかに、交通事故については交通指導課事故捜査係、交通違反については交通指導課指導取締係にそれぞれ報告すること(様式自由)。 また、報告事項は別紙2のとおりとする。

【本件担当】

交通企画課交通部企画係 交通指導課事故捜査係 交通指導課指導取締係

自動運転システムに関する公道実証実験

作 成 日: 所 属: 担当者名: 警 電:

	Table
1	実施主体
	(例) ○○株式会社、○○大学
2	実施期間
	(例) 令和○年○月~○月
3	実施場所
	(例)○○高速道路○○~○○IC、○○県○○市内の一般道路
4	実験計画の概要
	※ 概要が分かる資料があれば、「別添資料参照」と記載の上、当該資料を交通部 企画係宛てにメール送付すること。
5	その他参考事項
	(例) 広報の状況、地方公共団体の関与、特区制度等の活用状況等

区分	道路別	報告事項
共 通 項 目	一般道路 高速道路 共通	1 事案の概要 2 発生年月日、曜日、天候、発生場所、道路種別 3 道路状況(幅員、車線数、路面状態、交通規制状況等) 4 当事者の住所、氏名、年齢、職業、運転免許、運転車両、積載物、積載状況 5 身柄措置(逮捕時間、逮捕種別) 6 当事者(車)の被害の程度、シートベルト着用の有無、車外放出状況 7 事故原因 8 事案の状況(現場位置図・見取図・写真を添付) 9 捜査状況 10 その他参考となる事項
	高速道路	1 道路状況(道路線形、曲線半径、縦断勾配、安全施設の設置状況等) 2 事故発生に伴う臨時交通規制の状況 3 事故現場の滞留車両の有無と滞留車両対策
類型別項目	一般道路 高速道路 共通	1 本文2(1)アについて ・自動運行装置の使用条件(走行環境条件) ・当事者が主張する内容(自動運行装置の使用状況、事故原因等) 2 本文2(1)イについて ・自動運転システムの概要 ・公道実証実験の実施主体 ・公道実証実験の実施方法 ・当事者が主張する内容(事故原因等) 3 本文2(1)ウ及びエについて ・運転支援システムの概要 ・当事者が主張する内容(運転支援システムの作動状態、事故原因等)